

〔改正後全文〕

府子本第 370 号
雇児発 0427 第 2 号
平成 29 年 4 月 27 日
府子本第 223 号
子発 0316 第 5 号
最終改正令和 2 年 3 月 16 日

公益財団法人児童育成協会
理事長 藤田 興彦 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

企業主導型保育事業等の実施について

標記事業の実施については、別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」により行うこととし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

企業主導型保育事業費補助金実施要綱

第1 事業の目的

この補助金は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

第2 事業の内容

1. 企業主導型保育事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、「第3」に基づき行う保育事業

2. 企業主導型保育助成事業

実施機関（事業の実施主体として内閣府から決定を受けた機関をいう。以下同じ。）が行う以下の事業

（1）企業主導型保育事業（運営費）

企業主導型保育事業の実施者（以下「事業実施者」という。）に対し、当該事業に要する経費を助成する事業

（2）企業主導型保育事業（整備費）

事業実施者に対し、企業主導型保育事業を行う施設（以下「企業主導型保育施設」という。）の整備に要する費用を助成する事業

（3）企業主導型保育事業（施設利用給付費）

事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の（3）に規定する児童に係る利用者負担額（第3の4の（4）①に規定する利用者負担額をいう。）の軽減に要する費用を助成する事業

第3 企業主導型保育事業の実施方法等

1. 事業の類型

（1）事業の類型種別

次の①から④までのいずれかの類型により、事業を実施するものとする。

- ① 一般事業主（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第69条第1項に定める一般事業主をいい、一般事業主から構成される団体等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げるものその他それに類するものをいう。）を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）が、その雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する事業所内保育施設（児

童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設のうち、同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするもの（同法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出がなされ、かつ、利用定員が 6 人以上のものに限る。子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に基づく確認を受けているもの、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けているもの及び地域医療介護総合確保基金の助成を受けているもの並びに市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものを除く。）以下、③において同じ）において、当該乳児又は幼児に対し、保育を行う事業

- ② 保育を実施する者が自ら設置する保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設（同項の規定による届出がなされ、かつ、利用定員が 6 人以上のものに限り、子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に基づく確認を受けているもの、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けているもの及び地域医療介護総合確保基金の助成を受けているもの並びに市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものを除く。））において、一般事業主と連携して、当該一般事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行うとともに、必要に応じ、その他の乳児若しくは幼児を保育する事業（以下、「保育事業者型事業」という。）

なお、保育事業者型事業の事業実施者は、以下のアからウまでに掲げる施設等の 5 年以上の運営実績（保育事業者型事業を実施しようとする時点における直近 5 年間において、以下のアからウまでに掲げるいずれかの施設等を継続して運営していることをいう。）がある者に限る。ただし、令和元年度までに本事業の助成を受けている保育事業者型事業を実施する施設については、従前の取扱いによることができるものとする。

ア 子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に定める教育・保育施設、同条第 5 項に定める地域型保育事業を行う事業所及び同法第 30 条第 1 項第 4 号に定める特例保育を行う施設

イ 児童福祉法第 7 条に定める児童福祉施設、同法第 6 条の 3 第 7 項に定める一時預かり事業を行う事業所及び同条第 13 項に定める病児保育事業を行う事業所

ウ 認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設（企業主導型保育施設を含む。））

- ③ 事業所内保育施設（当該保育施設の設置事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児を保育するために設置する施設）の利用定員（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 条の 3 第 4 号に定める利

用定員をいう。以下同じ。)に余裕がある場合に、当該余裕部分(以下「空き定員」という。)を活用し、乳児又は幼児(当該保育施設の設置事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児を除く。)を保育する事業

- ④ ①から③までにより難しいもので、実施機関が、当職と協議の上で必要と認めたもの

(2) 事業の類型変更

事業実施者において、(1)に定める事業の類型種別を変更する必要がある場合には、当該変更に関する実施機関の承認を必要とする。

2. 事業の内容

(1) 利用定員

- ① 事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。なお、事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。

ア 従業員枠

a 自社従業員枠

事業実施者に雇用されている者の監護する児童

b 共同利用枠

事業実施者と連携した企業(4.(2)により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。)に雇用されている者の監護する児童

イ 地域枠

ア以外の児童(施設の利用定員の50%以内。)

- ② 事業実施者(保育事業者型事業の事業実施者を除く。)は、施設の利用定員の1割(小数点以下切り上げ。以下同じ。)以上を自社従業員枠の定員として設けなければならない。

- ③ 事業実施者(保育事業者型事業の事業実施者を除く。)は、自社従業員枠に空き定員がある場合に、当該空き定員を活用して①アa以外の児童を受け入れる場合には、施設の利用定員の1割以上を自社従業員枠の利用児童分として確保しなければならない。ただし、令和元年度までに本事業の助成を受けている施設については、令和4年度末までの経過措置として、従前の取扱いによることができる。

- ④ ①及び③の規定にかかわらず、従業員枠に空き定員がある場合は、以下のアからウまでの全ての要件を満たす場合に限り、施設の利用定員の50%を超過して①ア以外の児童を受け入れることができるものとする。

ア 児童福祉法第24条第3項に基づく市区町村の利用調整の結果、入所保留の通知を受けた児童の受入れであること

イ 原則として、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであること

ウ 施設の利用定員の全てを地域枠対象者としないこと

(2) 対象児童

① 従業員枠を利用する児童

全ての保護者が以下のアからエまでのいずれかの状態にある乳児及び幼児（保護者のいずれかはアの状態にあること。）

ア 事業実施者又は事業実施者と連携した一般事業主に雇用されていること

イ 子ども・子育て支援法第 20 条に定める認定（同法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げるものに限る。）を受けていること。

ウ 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条第 1 号、第 2 号及び第 9 号に定める事由に該当すると事業実施者が認めること。（なお、第 1 号については、「一月において、月を単位に事業実施者が定める時間以上労働することを常態とすること。」と読み替えるものとする。）

エ イ及びウに準じる状態にあると実施機関が認めること。（上記に抛り難い特段の事由がある場合に限る。）

② 地域枠を利用する児童

全ての保護者が、以下のアからエまでのいずれかの状態にある乳児及び幼児

ア 一般事業主に雇用されていること。

イ 子ども・子育て支援法第 20 条に定める認定（同法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げるものに限る。）を受けていること。

ウ ア及びイに準じる状態にあると実施機関が認めること。（上記に抛り難い特段の事由がある場合に限る。）

(3) 企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童

① 3歳から5歳（年度初日の前日における満年齢）

ア 従業員枠を利用する児童

全ての児童

イ 地域枠を利用する児童

(2) ②イの認定を受けている児童

② 0歳から2歳（年度初日の前日における満年齢）

ア 従業員枠を利用する児童

従業員枠を利用する児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が保育の提供のあった月の属する年度（保育の提供のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者（これに準ずる者として、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は児童福祉法第 6 条の 4 に規定する

里親である保護者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)である児童

イ 地域枠を利用する児童

(2) ②イの認定を受けている児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である児童

(4) 職員

① 企業主導型保育事業を行う施設には、②に規定する保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は(6)の規定により食事を他施設から搬入する場合には、調理員を置かないことができる。

② 保育従事者は、保育士、子育て支援員(「子育て支援員研修事業の実施について(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号)」に規定する子育て支援員(地域保育コースのうち地域型保育の研修を修了した者に限る。)をいう。)その他保育に従事する職員として市町村が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(子育て支援員及び研修を修了した者については、当該年度中に受講を予定している者を含む。)等とし、保育従事者の数は、次のアからエまでに掲げる年齢(年度初日の前日における満年齢)区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、利用定員20人以上の保育事業者型事業を実施する施設の場合、四分之三以上を保育士とする。なお、当該施設のうち、令和元年度までに本事業の助成を受けている施設については、令和4年度末までの経過措置として、従前の算定の取扱いによることができる。また、当該数の算定に当たっては、保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

ア 乳児 おおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人

エ 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

(5) 設備基準

利用定員20人以上の施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育等基準」という。)第43条に定める基準を、また、利用定員19人以下の施設については、家庭的保育等基準第48条により準用する家庭的保育等基準第28条に定める基準を遵守すること。

ただし、家庭的保育等基準に拠り難い特別の事情があると実施機関

が認める場合においては、事業実施者と実施機関との間において個別に定める取扱規約によることができる。なお、実施機関は、当該取扱規約を作成する際には、事前に当職に協議することとし、また、当該取扱規約においては、家庭的保育等基準に満たない点を補完するため事業実施者が講ずるべき措置等を盛り込むこととする。なお、建築物の用途に関わらず、建築関係法令に定める採光及び換気について認可保育所の基準を準用することが望ましいこと。

(6) 食事

事業実施者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育等基準第 15 条の規定に準じて行うこととし、家庭的保育等基準第 16 条第 1 項各号に定める要件を満たす場合には、企業主導型保育施設外（満 3 歳未満の乳幼児に食事の提供を行う場合は、当該事業実施者若しくは関連事業者が運営する企業主導型保育施設、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等又は学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 2 項に規定する義務教育諸学校に限る。）で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合、調理室の設置に代えて、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設置することができる。

(7) 認可外保育施設指導監督基準

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け厚生労働省雇児発第 177 号）に基づき、当該施設の所在する地方自治体が定める「認可外保育施設指導監督基準」を遵守すること。

(8) その他の基準

地方自治体が定める建築関係条例（用途地域による用途の制限を含む。）その他の関係条例、規則を遵守すること。

3. 助成金の額

助成金の額は、実施機関が「第 5 の 7. 」により定める要領（以下「助成要領」という。）により決定するものとする。

4. 実施に当たっての留意事項

(1) 事業実施者は、事業の実施に当たっては、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があること。また、届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更等が生じたときは同条第 2 項の規定に基づく届出を行う必要があること。

(2) 共同利用に当たっての、他の一般事業主との連携

① 事業実施者は、その定員の全部又は一部について、事業実施者以外の一般事業主との間において、当該一般事業主の被用者の児童に係る定員枠の契約を締結することができることとする。

② ①の契約の締結に当たっては、各企業が雇用する労働者の児童が利用できる定員数及び当該定員枠に関する契約企業（①により、設置者と利用定員枠の契約を締結した企業をいう。）の費用負担にかかる取扱いを明確にすること。

(3) 「1. (1) ③」の類型により事業を実施する場合

空き定員は、事業実施年度の各月初日ごとに、企業主導型保育事業の実施に係る利用定員から入所児童数（事業実施者に雇用されている者の監護する児童に限る。）を減じた数の範囲内で設定することとし、そのうち各月ごとに実際に利用した児童の数をもって、本事業の対象児童数とする。

(4) 利用者負担額の設定について

① 企業主導型保育施設を利用する児童に係る利用者負担額については、次のア又はイに掲げる児童ごとに設定すること。

ア 企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童以外の児童

当該児童に係る利用者負担額については、別紙1に定める基本分単価の総額から別紙4に定める金額（以下「利用者負担相当額」という。）の総額を控除した額が交付されることを踏まえ、具体的な利用者負担額を設定すること。その際、当該利用者負担相当額は利用者負担額の平均的な水準として設定しているものであることから、当該利用者負担相当額を利用者負担額として設定することを原則とし、その水準を必要以上に超えて高額にすることのないようにすること。なお、企業主導型保育事業は、従業員等に対する福利厚生等の側面があることを踏まえ、企業の負担により利用者負担を引き下げることが可能であること、また同様に従業員枠と地域枠との間で利用者負担に差を設けることは可能であるが、差異の程度については社会通念上合理的と考えられる範囲に収めること。

イ 企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童

当該児童に係る利用者負担額については、企業主導型保育事業（施設利用給付費）として利用者負担相当額が交付されることを踏まえ、アに掲げる児童に係る利用者負担額から、利用者負担相当額を減じた額（当該額が0円を下回る場合には、0円。）を利用者負担額として設定すること。

② ①により支払を受ける額のほか、保育の提供に当たって、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該保育に要する費用として見込まれるものの額と利用者負担相当額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができるものとする。

③ ①、②の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要

する費用のうち、次に掲げる費用について保護者から実費を徴収することができる。

ア 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用

イ 保育等に係る行事への参加に要する費用

ウ 3歳以上の児童の食事の提供に係る費用

エ 企業主導型保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

オ アからエに掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

- ④ ②又は③に定める金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び金額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、③の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(5) 市町村との連携について

事業実施者は都道府県に対して児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づく届出を行った際、市町村に対しても当該届出の写しを送付すること。また、事業を実施するにあたっては、市町村と連携し、相互に協力すること。

(6) 業務の質の評価等

事業実施者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。また、運営上、必要と認めるときは、国及び実施機関による助言及び指導に応じなければならない。

(7) 苦情への対応

事業実施者は、その施設を利用している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(8) 保育の実施及び事故の発生時の対応等

事業実施者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）において規定される保育計画の作成など基本原則に関する事項等を踏まえ、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するとともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成 27 年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会作成）」を参考に、事故の発生防止等

のための取組を行うこととし、また万が一事故が発生した場合には「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～（平成 27 年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会作成）」を参考に適切な対応を行うとともに、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生 96 号・26 初幼教第 30 号・雇児保発 0216 第 1 号）」に基づき、都道府県へ報告を行うことに加えて、実施機関へも併せて報告を行うこと。なお、必ず施設賠償責任保険及び傷害保険等（無過失保険）に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。また、傷害保険等（無過失保険）については、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付制度又はこれと同等以上の給付水準の保険に加入すること。

(9) 利用者への情報提供等

事業実施者は、本事業を実施するにあたって、当該施設で提供する保育サービスの内容を明確にするとともに、当該施設利用者に対して情報を提供するように、努めなければならない。

(10) 個人情報の取り扱い

事業実施者は、事業を実施する上で取得した当該施設利用者及び職員等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等を踏まえて適切に取扱うこと。また、取得した個人情報を事業目的以外に実施機関等の第三者に提供する必要がある場合には、その目的を明らかにし、同意を得なければならない。

(11) 指導・監査等への協力

実施事業者（保育施設の運営委託を受けた事業者を含む。）は、実施機関が、第 5 の 3 の（2）の④の規定に基づき実施する指導・監査等について協力を行わなければならない。なお、実施機関は指導・監査等の結果について定期的に公表等を行うこととする。

(12) 保育施設の運営委託等の取扱い

企業主導型保育事業において、一般事業主が保育施設の運営を委託することができる保育事業者は、1.（1）②においてアからウまでに掲げる施設等の 5 年以上の運営実績（委託時点における直近 5 年間に於いて、当該アからウまでに掲げるいずれかの施設等を継続して運営しているものをいう。）がある者に限る。ただし、令和元年度までに本事業の助成を受けている施設が保育施設の運営を委託している保育事業者については、従前の取扱いによることができるものとする。この場合において、当該施設が保育施設の運営を委託する保育事業者を変更しようとする場合には、この限りではない。また、一般事業主から委託

を受けた保育事業者や保育事業者設置型事業の実施者は、自ら雇用した保育従事者により、児童に対する保育を実施すること。ただし、保育従事者に急な欠員が生じる等の一時的な場合に派遣等を活用することについては、この限りでない。

第4 企業主導型保育助成事業（整備費）の取扱いについて

1. 実施主体

実施主体は、企業主導型保育事業を実施しようとする一般事業主等（第3の1.（1）①及び②の規定により、事業の実施を行おうとする一般事業主等に限る。）とする。

2. 助成対象

1に定める実施主体が、企業主導型保育施設（第3の2.（4）、（5）及び（6）に定める基準を満たすものに限る。）を整備するために必要な費用を対象とする。

ただし、当該整備について、国、地方公共団体及び他の公的機関からの補助又は助成を受ける場合は本事業の対象外とする。なお、本事業により助成を受けた一般事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があること。

3. 整備の内容

この事業の対象となる整備の区分は、次によるものとする。

- | | |
|-----------|---|
| （1）創設 | 新たに企業主導型保育施設を整備すること。 |
| （2）大規模修繕等 | 既存建物について、別紙6「大規模修繕等の取扱いについて」により整備すること。 |
| （3）増築 | 既存建物の現在定員の増員を図るための整備をすること。 |
| （4）増改築 | 既存建物の現在定員の増員を図るための整備をするとともに、既存建物の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 |
| （5）改築 | 既存建物の現在定員の増員を行わないで改築（一部改築を含む。）整備を行うこと。 |

4. 助成金の額

助成金の額及び対象経費は、助成要領等により決定するものとする。ただし、次に掲げる費用については助成の対象としないものとする。

- （1）土地の買収又は整地に要する費用
- （2）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （3）職員の宿舍に要する費用

(4) その他整備費として適当と認められない費用

第5 企業主導型保育助成事業の実施方法

1. 実施主体

実施主体は、実施機関とする。なお、実施機関は、事業目的を達成するために必要があると認めるときは、内閣府と協議の上、事業の一部について、事業を適切に実施出来る者に委託することができる。

2. 実施機関の要件

実施機関は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- ① 法人格を有すること。なお、複数の法人が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表法人とする。
- ② 助成事業を的確に遂行するに足る組織、人員を有していること。特に、危機管理の観点から、代表権を持つ者が2人以上いること（地方公共団体の場合を除く）。
- ③ 助成事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。健全な財政基盤であることを証するため、直近の年度の帳簿や資金運用について公認会計士や会計監査法人から監査を受けていること。
- ④ 実施機関又は実施機関の関連機関が、企業主導型保育事業又は企業主導型保育施設 に対するコンサルティング業務を平成 28 年 4 月以降実施していないこと。なお、関連機関とは、100%同一の資本に属するグループ企業又は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社、子会社及び関連会社並びに実施機関が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を指す。
- ⑤ 助成事業に必要な以下の設備を用意し運用できること。以下の設備は実施機関が自ら購入せず外部のサービスを利用することでも差し支えないが、いずれの場合も国内法が適用できる範囲となるよう注意すること。
 - ア 企業主導型保育事業に係る通知等を公開し、過去の通知等についても参照することができるポータルサイト及びポータルサイトを運営するためのサーバー等の機器設備。
 - イ 企業主導型保育事業の対象となる事業実施者から整備費、運営費及び施設利用給付費の助成申請を受け付けるためのシステム等（以下、「電子申請システム」という。）及び電子申請システムを管理・運営するためのサーバー等の機器設備。
 - ウ ア及びイで取得する情報を蓄積するためのデータベース、データベースへの情報の入出力及び任意の加工を行うためのソフトウェア、これらを管理・運用するための機械機器等の設備。

エ ア及びイをインターネット上で公開するためのサーバー等の機器設備、通信回線及び通信回線に接続するための機器等。

(アからエまでのサーバー等の機器設備は、企業主導型保育事業の申請等情報や過年度の指導・監査情報等について5年以上の蓄積が可能であり、短時間で必要な情報が検索できる性能を有するとともに、実施要綱、助成要領等の制度改正等に併せ、様々な修正に柔軟に対応できる制度設計とすること。また、実施機関が保有することとなる申請者からの書類等には、事業実施者に関する機密情報や個人情報が含まれることに留意し、第三者によるデータコピーや持ち出し、盗み見、破壊、改ざんが行われないよう、データの暗号化や参照権限の設定等のセキュリティ対策を行うこと。さらに、助成事業の申請期間や確認・監査の繁忙期にアクセスが集中してもサービス停止等の不利益が生じることのないよう処理性能、通信回線の容量等に留意するとともに、繁忙期にサービスが停止した場合でも、早急にサービスを再開することを可能とする契約を締結すること（事前にポータルサイト上で停止の予告を行うことが可能な計画的なサービス停止についてはこの限りではない。））

- ⑥ 暴力団、暴力団員その他これに準ずる社会的勢力及び団体（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。

3. 実施要件

(1) 実施機関は、以下の実施期間において助成事業を実施すること。

令和2年から令和6年3月末までの5か年（ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではない。）。ただし、内閣府が設置する「企業主導型保育事業点検・評価委員会」において、毎年度内閣府に対し報告する当年度の中間及び年間の事業実施状況の進捗並びに内閣府の求めに応じ随時行う報告の内容等から事業の円滑な遂行が困難と判断された場合はその限りではない。

(2) 実施機関は、必要に応じて内閣府と協議の上、以下の業務を実施すること。

① 企業主導型保育事業に関する広報・啓発

企業主導型保育事業に関する広報・啓発をポータルサイト等において行うこと。ポータルサイト等においては、記事を日付順に整列する、新着記事であることが分かるマークを付加する等、利用者が最新の記事を識別できるように広報・啓発すること。また、過去の記事を参照・検索できるようにすること。

② 事業実施者又は利用者からの相談・質問に対する対応

ア 事業実施者又は利用者からの相談・質問（保育業務、安全、財務、労務に関するもの等）については、窓口の設置、ポータルサイト、電

子メール（相談・質問専用の電子メールアドレスを設けて対応）、電話（相談・質問専用の電話番号を設けて対応）等により対応すること。

イ 事業実施者又は利用者から受付けた質問及び回答内容を記録し、汎用的な内容については「よくある質問」（FAQ）としてポータルサイトに公開すること。

ウ 相談による事案の開始からその解決までに至る個別事案のデータを一元的に集約するとともに、事案の類型化を行うなど、PDCA サイクルの実施により相談に対する対応の改善を図ること。

エ 企業主導型保育施設と保育ニーズのある企業とのマッチング支援を行うこと。

③ 事業実施者への助成事務

整備費、運営費及び施設利用給付費に関する助成要領等に基づき、事業実施者との間の整備費、運営費及び施設利用給付費に関する助成手続（申請受付、助成決定（助成決定に係る審査）、助成決定の結果通知（助成決定を行わない場合、その理由も通知すること）、交付（運営費及び施設利用給付費については毎月末に概算払いし、翌々月末に精算払いすること。また、事業実施者に対し区分経理及び助成金を受領するための専用口座の設置を求めること）、事業完了報告の徴収及び当該報告を行わない事業実施者や、整備に係る助成決定を受けた施設において、一定の期間経過後、合理的な理由なく施設の運営を開始しない事業実施者に対する措置（助成決定取消しの実績のある事業実施者に対する措置を含む。）、助成金額の確定、その他事業実施者からの各種報告の受付）を行うこと。なお、新規に助成を受けようとする企業主導型保育施設の申請者に対する審査に関し、当職と協議の上、保育の質の確保、不正受給の防止、資金計画について配慮した審査基準を策定するとともに、以下のアからキまでに掲げる内容を実施できる体制を整備すること。

ア 審査は、財務適格性（債務超過がないか、直近三年以上連続して損失を計上していないか、企業主導型保育施設の運営に必要な資金を1月以上保有しているか）、社会保険料及び税金の納付実績並びに事業実績を審査した後、事業内容等の申請内容を審査。なお、財務適格性の審査のため、申請者から公認会計士等の書類等の提出を求める。

イ 審査は、実施機関の外部の保育・財務・労務に関する有識者3人以上で構成する「審査委員会」により実施。外部有識者は、内閣府と調整の上決定。また「審査委員会」は、想定される審査件数を踏まえ、複数設置し、複数回開催できる体制を確保。

ウ 申請書類の内容については、申請者・関係者（運営委託先及び共同

利用の契約を締結した契約企業（予定を含む）を含む）等に対するヒアリングを実施するとともに、「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」（平成30年5月15日付け各都道府県、指定都市、中核市宛て内閣府子ども・子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に基づき申請者から地方自治体への事前相談が行われたことについて、実施機関から地方自治体への照会を行い、更に必要に応じて、図面、登記簿抄本、賃貸借契約書等の申請書類を用いた現地調査等も行いながら、内容の適正さを確認。

エ 整備に係る助成申請については、申請者に対し、入札を行うために建築士が合理的に積算した予定価格調書又は2者以上の見積書の提出を求める。申請者が2者以上の見積書を提出した場合、そのうち1者については、公共工事の入札参加資格を有する者からのものであることを求める。なお、整備が2か年に渡る場合、2年度目における工事契約書の提出を求める。

オ 整備に係る助成決定の審査に当たって、全国における平均的な建設単価及び利用児童一人当たりの単価とのかい離状況を審査。

カ 整備に係る助成決定を受けて整備した企業主導型保育施設の整備状況の現地確認。

キ 申請書類の利用定員の審査に当たって、従業員枠については、単独利用型事業（従業員枠において、自社従業員枠に係る児童を保育するために実施する企業主導型保育事業をいう。）を実施する施設は利用意向調査、共同利用型事業（従業員枠において、自社従業員枠及び共同利用枠に係る児童を保育するために実施する企業主導型保育事業をいう。）を実施する施設は企業主導型保育事業を実施する企業の利用意向調査並びに契約企業名及び各契約企業の利用見込み、保育事業者型事業を実施する施設は事業を実施する企業の利用意向調査（従業員枠において、自社従業員枠を設定する場合に限る。）並びに契約企業名及び各契約企業の利用意向調査の提出を求める。地域枠については、「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」に基づき、申請者から地方自治体に地域の保育ニーズの確認などのための事前相談が行われたことを地方自治体へ照会。

④ 事業実施者に対する指導・監査等業務

ア 指導・監査（定期的な立入調査、特別立入調査（施設の運営等について、通報や苦情があった場合や、定期的な立入調査結果を踏まえ必要と認められる場合などに、必要に応じて、抜き打ちで実施する立入調査をいう。以下同じ。）及び午睡時抜き打ち調査（午睡時におけるうつぶせ寝への対応状況等について、抜き打ちで実施する調査をいう。以下同じ。））及び巡回指導（必要に応じて、施設に訪問し実施

する保育内容等に関する確認、指導・助言等をいう。以下同じ。)の内容や実施に当たって、当職と協議の上、指導・監査等基準を策定。

イ 毎年度、事業実施者に対して、保育の質、事業の継続性等の観点から、人員配置、設備、保育内容、財務、労務について指導・監査（年間計画の作成、事業実施者への通知、事前提出書類の確認、立入調査（必要に応じ、特別立入調査、午睡時抜き打ち調査）、指導・監査結果の協議・検討、事業実施者への結果通知、改善指導及び改善報告の徴収（複数年度に渡って同内容の指摘を受ける施設のうち、児童の健康及び安全に係るものなどに改善が見られない場合における、事業実施者に対する措置）、指導・監査結果の公表、指摘結果の類型化・分析、周知啓発）及び巡回指導を実施。

また、これらの実施にあたり必要となる地域ブロック別又は業務別（保育内容・財務・労務）の体制を、児童福祉法に基づく認可外保育施設の指導監査を実施している都道府県、指定都市及び中核市と連携し、順次整備。

なお、実施機関は、業務の一部を他の機関に委託することができる。ただし、実施機関から委託を受ける機関は、当該機関及びその関連機関が企業主導型保育事業または企業主導型保育施設に対するコンサルティング業務その他企業主導型保育施設に対する適正な指導・監査等の実施に支障をきたすおそれがある業務を実施する場合には、それらの施設への指導・監査等を行ってはならない。なお、関連機関とは、100%同一の資本に属するグループ企業又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社及び関連会社並びに実施機関が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を指す。

- ⑤ 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分に関する業務事業実施者に対し、助成事業の助成を受けて取得し、又は効用の増加した財産についての処分制限期間の周知を行うこと。また、取得等した財産を処分する申請を受けた場合には、助成金の返還などの条件を確認し、必要な場合には審査委員会を開催して、内閣府の承認を得ること。さらに、事業実施者から財産処分の完了報告を受けた場合には、内容確認の上、内閣府へ報告すること。

- ⑥ 事業実施者及び従事者に対する研修

事業実施者及び企業主導型保育施設における従事者に対して、保育の質の確保、安全な保育環境の提供等を目的とした保育内容等の研修、対象経費の理解等を目的とした経理の研修及び処遇改善加算等の理解等を目的とした労務の研修を、実施回数及び開催場所に充分配慮した上で行うこと。なお、研修の際、施設間の関係構築を支援すること。

⑦ 実施機関の助成事業従事者に対する研修

実施機関（実施機関から業務の一部の委託を受けた機関を含む。）の助成事業従事者に対して、e-ラーニング等も活用しながら業務知識の習得、審査や指導・監査の質の向上等を目的とした研修を行うこと。

⑧ 地方自治体との連携

「企業主導型保育事業の指導・監査の連携について」（平成 29 年 8 月 7 日付け各都道府県、指定都市、中核市宛て内閣府子ども・子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を踏まえ、認可外保育施設の指導・監査を実施している都道府県、指定都市及び中核市と監査日程や結果などの情報を共有し、また、助成手続の円滑化や指導・監査、巡回指導、相談等の対応業務などについての連携を行うこと。

また、実施機関から地方自治体に対し助成決定等の情報を提供すること。

⑨ 施設運営に係る評価業務

運営費の助成を受けている事業実施者を通じて、年 1 回、保育の質の向上等のため利用者及び従事者の満足度調査を行うこと。

⑩ 内閣府への報告業務

助成事務の実施内容について、別途定める交付要綱に基づく実績報告のほか、各年度の企業主導型保育事業に関する情報（助成決定状況（保育施設所在地、保育施設名、運営開始月、設置事業者、運営事業者、設置類型、助成決定額等）、各施設及び事業全体の定員充足状況、助成の取消し・休止等の状況、指導・監査の結果、文書指導となった指摘事項及び改善状況、助成対象となった事業実施者から徴取した各施設の収支状況がわかる資料等）について内閣府へ毎年度、とりまとめ報告及び中間的な報告を行うとともに、内閣府の求めがあった場合や内閣府に報告が必要な事態が発生した場合には、随時必要な報告を行うこと。

⑪ 情報公開業務

各年度の企業主導型保育事業に関する情報（助成決定状況（保育施設所在地、保育施設名、運営開始月、設置事業者、運営事業者、設置類型、助成決定額等）、各施設及び事業全体の定員充足状況、助成の取消し・休止等の状況、指導・監査の結果、文書指導となった指摘事項及び改善状況、助成対象となった事業実施者から徴取した各施設の収支状況がわかる資料等）を実施機関のポータルサイトから公開すること。その際、利用者が各施設に関する情報を確認しやすいよう公開方法等を工夫すること。

⑫ 情報セキュリティに関する業務

業務を実施する上で取得した個人情報等について、個人情報の保護

に関する法律等を踏まえて適切に取扱い、情報の漏えいや改ざん等の事故が発生しないよう、実施機関により規則を定め、本業務における責任者が担当者や外部委託先等を管理・指導する体制や、物理的・論理的なセキュリティ対策を整備・運用すること。

⑬ 助成事務に関する会計業務

企業主導型保育助成事業についての特別会計を設け、経理処理を行うこと。

⑭ 助成金の返還に関する債権管理

助成金の返還義務が生じ、期限までに事業実施者から返還されない場合に、返還に向けての必要な措置を講ずること。

⑮ 助成事務に関する訴訟等対応業務

弁護士との契約など企業主導型保育助成事業についての訴訟等に対応できる体制を設け、訴訟等への対応を行うこと。

⑯ その他

実施機関は、上記①から⑯までの業務の実施を通じた業務運用改善の具体的方法を検討するとともに、これらを可能とする具体的な体制を構築すること。また、内閣府と定期的に打合せを実施し、緊密な意思疎通を行うこと。

4. 助成金の額

企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金の額は別紙1から別紙4まで、企業主導型保育事業（整備費）に係る助成金の額は別紙5及び別紙6、また企業主導型保育事業（施設利用給付費）に係る助成金の額は別紙4の補助単価等により算定するものとする。

5. 助成金交付の条件

実施機関は、助成を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条等の規定を参考に、助成の条件を付さなければならない。

6. 助成の方法等

(1) 実施機関は、助成を行うときは、7により定める助成要領によるものとする。

(2) 助成金の交付に対する手続きについては、助成要領によるものとする。

7. 助成要領

実施機関は、事前に当職と協議の上、本事業を実施するために必要な要領を別に定めるものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、事前に当職と協議の上、別途定めるものとする。

